

# 会議録

平成 30 年 6 月 20 日(木) 場 所 3 階 第 5 研修室

会 議 名：第 4 回総務・経済常任委員会

出席委員：平野委員長、佐藤副委員長、新井田委員、竹田委員、相澤委員、手塚委員  
福嶋委員、鈴木委員、吉田委員、又地委員

欠席委員：なし

会議時間 午前 10 時 00 分～午後 12 時 03 分  
事務局 福 田、西 嶋

---

## 開 会

### 1. 委員長挨拶

**平野委員長** それでは、ただいまから第 4 回総務・経済常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は 10 名でございます。委員会条例第 14 条の規定による委員定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

早速、本日の会議を開きます。

各委員におかれましては、また行政の皆さんにおかれましては、昨日は定例会がありまして、連日の会議ということで大変ご苦労様でございます。

### 2. 調査事項

#### <まちづくり新幹線課>

#### ・企業誘致について(継続)

**平野委員長** それでは早速、会議の資料を事前に配付しております。

まずは、まちづくり新幹線課の企業誘致についてでございます。

資料を事前に配付しておりますので、皆様方はお目通ししているかと思いますが、早速資料の説明を求めます。

町長。

**大森町長** おはようございます。

昨日の議会、大変お世話になりました。誠にありがとうございます。

このたびの常任委員会につきましては、調査事項が 2 件ございますが、1 点目のまちづくり新幹線課担当の企業誘致に関する案件につきまして、指定申請がなされたことに伴い、経過を含め申請内容について説明するとともに、皆様方のご意見や考え方を賜りたく、開

催をお願いしたものでございます。

当町におきましては、昭和 61 年に婦人服縫製工場の進出の際に、工場誘致等に関する条例など一連の例規を整備し、体制を整えております。

その後、平成 21 年度にその条例をベースとして、町外事業者向けに企業振興促進条例を制定し、さらに平成 28 年度、町内事業者も活用できるよう、改正を行っております。

あわせて、議会議論も踏まえて、平成 28 年度及び平成 29 年度において、おおよそ 3,500 万円を投入し、企業誘致用地を準備しております。

平成 27 年度においては、政府が掲げる地方創生政策にのっとり、木古内町人口ビジョン、さらにはまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、その基本目的の一つとして、企業誘致や製品のブランド化事業などを通じて、雇用機会を創出し、地域経済を活性化することとしております。

私は就任以来、長らく企業誘致政策を掲げ、先頭に立って各企業にお願いをしてまいりましたが、進出に至るまでの企業はございませんでした。

このたび、当町と地方創生連携協定を締結しております北海道銀行に、宿泊施設の企業誘致について仲立ちをしていただき、さらにご報告申し上げておりますとおり、町内有志において設立した法人と、ホテル経営に習熟している事業者とが提携し、ホテル事業の運営に向けて取り組んでおり、このたび指定申請がなされたものでございます。

一方、既存の宿泊施設事業者などからは、従来からの事業運営に対しての支援措置がない、されていないとの声があがっておりました。

これに対し昨日、議決いただきました企業振興促進条例の改正条例、さらには中小企業・小規模企業経営改善等支援補助事業、融資信用保証料補助事業及び利子補給補助事業の枠拡大などを活用していただき、中小企業、小規模企業を永続的に振興発展させていくものでございます。

詳細につきましては、この後、担当より説明をさせますが、地域の将来を見据え、永続的な発展と地域振興に向けての取り組みでございますので、議員皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

私からは、以上でございます。よろしくお願いいいたします。

**平野委員長** 続いて、資料の説明を求めます。

木村課長。

**木村まちづくり新幹線課長** 皆さん、おはようございます。

まちづくり新幹線課の木村です。きのうに引き続き、よろしくお願いいいたします。

それでは、資料に沿って説明させていただきます。

企業誘致案件についてです。

1. 企業誘致政策にかかる経過について、町長からの言葉にも若干言及ありましたが、説明させていただきます。

昭和 61 年、婦人服縫製工場進出に対して、町の支援措置を定めた補助融資等に関する条例を制定しております。その後、平成 21 年、この条例を発展解消させた町外事業者向けの企業振興促進条例、そして平成 28 年に町内事業者も活用できるよう条例改正しております。

この間平成 28・29 の両年において、企業誘致用地を購入し、進出に備えております。

これにより打診があった場合、即座に対応できる体制が整ったものと考えております。

これらについては、議会議論を踏まえつつ対応してまいりましたので、議員の皆様方も周知のことだと思っております。

2. の直近の経過についてでございます。

先の常任委員会において説明したとおり、5月25日、ホテル同業組合支部総会におきまして、説明を実施いたしました。一部に異論はあったものの、概ね了との感触を受けております。

6月4日、宿泊施設の振興につながる事業に向けての渡島西部4町スポーツ合宿誘致協議会が開催され、副町長及び担当課長が出席しております。モデル事業などの実施に対して、渡島西部4町が足並みを揃えて取り組んでいくとの方針を確認しております。

6月12日、町内の設立された法人、株式会社木古内ホテル企画より、関係書類とともに助成金にかかる指定申請書が提出され、現在、内容を審査しているところです。

3. 指定申請の概要です。

(1) 事業所の名称・所在地、ホテルクラッセイン木古内、仮称でございます。木古内町字本町244番地1ほかです。

(2) 投資額、これは予定ということで、消費税抜きでございます。

建物本体は3億4,000万円、付属工事は1,600万円、設計は1,500万円、備品は1,700万円、外構等は2,000万円、その他諸費用として400万円、合計で4億1,200万円です。

(3) の工事等スケジュールです。

①着手予定年月日は、平成30年7月10日です。②完成予定年月日は、平成31年1月20日です。③供用開始予定年月日は、平成31年2月10日です。

(4) 事業概要です。

木古内町において、都市型ビジネスホテルを運営する。鉄筋コンクリート造5階建、客室数44室です。

(5) 客室単価及び稼働率です。

オンシーズンにおきましては1万円程度、オフシーズンについては6,000円程度、平均7,900円程度と伺っております。稼働率は、68%程度です。

4. として、ホテル建設・運営計画、事業計画書を別紙1に添付してございます。これは、ホテル運営の委託について協議をしている株式会社アンビックスが作成し、木古内ホテル企画を通じて提出されたものです。

1. として、ホテル計画の目的。繁忙期には宿泊施設が不足しており、函館等のほか地域へ流れている現状を踏まえ、適正規模のホテルを建設、運営し木古内町への滞在滞留を図ることとしております。

2. として、ホテルの特色です。

客室数はダブルルーム・ツインルームあわせ44室、最大収容人員は88名、宿泊特化型とし夕食は提供せず、近隣飲食店へ誘導することとする。開業に目処が立った時点で、インターネット予約の受付を開始し、集客を目指す。開業後は、木古内も含めた近隣観光地や飲食店の情報を発信していくということです。

3. として、ターゲットです。

ビジネス需要に加え、オンシーズンにはファミリー層などを含めた観光客の取り込みも図るとしております。

4. として、ホテル開業とスケジュールについては、先ほど申し述べたとおりです。

5. として、ホテル建設・運営スキームは、株式会社木古内ホテル企画が投資し、ホテルを建設するものです。ホテル経営に習熟した株式会社アンビックスがホテル運営を担うものです。

従業員は、株式会社木古内ホテル企画が地元を中心に雇用するものです。支配人は、株式会社アンビックスより出向させ、従業員の研修・教育を行い、ホスピタリティやスキルの向上に努めるものです。

雇用する人員は、予約・フロントで2・3名、朝食対応で2・3名、客室清掃で6・8名程度を想定しているものです。

仕入れ等を含めた経理、人事、総務業務は、株式会社アンビックスに委託、その他運営に関わる業務全般を同社指導の下、行うこととしております。

株式会社木古内ホテル企画から株式会社アンビックスには、業務委託料及び支配人出向料を支払うこととしております。現在、契約スキームなどについて、法律的なリーガルチェックや最終的な文章の調整、成文の最中とのことです。

5 として、配置図等を別紙2に添付しております。

5 ページの左側上部に、位置図が記載されております。その下部に面積などの計画概要、右側上部に配置図を記載しております。

敷地面積は2,005.97 m<sup>2</sup>、延べ床面積はベッドを含め、1,259.46 m<sup>2</sup>です。

6 ページに、外構平面図が記載されております。左側が警察署通、右側が中央通としてお読み取りください。

既存の町営駐車場を活用してホテル駐車スペースとし、ホテルの建物は中央部に、中央通側についてもホテルの駐車スペースを設置するとしております。

事業展開に利用しない残存地は733.92 m<sup>2</sup>、ホテル建設と並行して基盤整備、外構工事について、町と事業所側の持ち合い、按分について協議を進めたいと思っております。

企業誘致用地のためグラウンドレベル、地上部分から下の基盤整備は町が実施しなければならないと思っております。実施については、一体的発注か事業者側との一体的発注なのか、あるいは分離発注か、費用面やスケジュールやその他諸々の諸条件を比較しながら慎重に検討・協議していきたいと思っております。

排水路については、事業に支障のないよう車両が通行可能なように整備するとともに、その上流部及び下流部は、景観美観や安全面に配慮して、多額の費用負担がかからない工法を検討しつつ、改良施工したいと思っております。

7 ページに、ホテル完成図の外観イラストが添付されておりますので、ご参照いただきたいと思います。以上で、説明を終わります。

**平野委員長** 資料の説明が終わりました。各委員より質疑をお受けします。

いま現在、この申請が出されたのが12日で、既に8日経過しているのですが、審査中ということなのですかけれども、途中の段階での何か行政側の見解だとかあるいは出された書類の中で、まだ足りないものがあるだとかそういう経過って現在報告できる部分ってありますか。

木村課長。

**木村まちづくり新幹線課長** 12日の申請の際には、全てのものは提出されておられませんでし

た。不足書類について、こちら側から要請して出てきたものもございますので、随時それらを確認しております。当然、現在記載されているものについての積算の根拠となる資料もございますので、そちらについて逐一、担当課含めて建設水道課も含めて、確認している最中です。以上です。

**平野委員長** まだ申請中で、書類等々がまだ出そろっていないとか協議することがあって、まだ結果がどうこうというところには当然至っていない現状だと、調整中だということですね。

質疑、お受けします。

新井田委員。

**新井田委員** 新井田でございます。

いまの説明の中では、いまいまの状況は概ね理解しました。説明当初、これにはちょっと例えば設計事務所関係の記載はアンビックスさんのほうの関係のものを使うという形になっているのだけれども、当初確か町長のお話の中かでは、いまの段階ではまだそこまでいっていないのかも、ただ7月の10日から着工するということですがけれども、業者ですよね。

建築業者の選定というのはどんなふうにも。確かあの時、一番最初に伺ったことは地元優先で考えるよということの確か話、私は記憶しているのですがけれども、その辺はどんな行政としては考えなのかちょっとそれお聞きしたいのですがけれども。

**平野委員長** 副町長。

**大野副町長** ただいまの新井田委員のご質問ですが今回、建設を進めるのは株式会社木古内ホテル企画ということで、民間事業所さんでございます。

相談がございました際には、なるべく地元を使っただくというのは、これは勿論行政としてはお願いをしております。そこで、発注者はホテル企画でございますので、行政が地元の何社をいれなさいというふうな指示まではできないというのは、ご理解をいただきたいと思えます。発注責任は、ホテル企画側でお持ちです。以上です。

**平野委員長** 新井田委員。

**新井田委員** 確かにそうだと思うのです。ただ、当初から例えばこの建築にあたっては解せないのは、概ねそういう方向ではいっているのだけれども、例えば朝食しか出さないとか夕食は出さないとかそういう部分は当面そういう形で推移されてるのでしょうかけれども、確か町長がおっしゃったように、地元をある程度優先していくのだよと。それとっても気になるのですよね。だから、そういう言葉はやはりある程度行政主導というわけではないけれども、ある程度やはり地元企業で対応するわけですから、なお且つ町有地を提供するわけですから、その辺はある程度一歩でも二歩でも踏み込んだ例えば100地元でなければ、JV組んで1社を関わりを持たせるとかそういうやれということではないのですが、そういう話添えをやはりそういうふうな持って行き方もこれありじゃないかと思うのですが、その辺もう1回見解をお伺いしたいのですがけれども。

**平野委員長** 副町長。

**大野副町長** ただいまの新井田委員の発言にもございましたように、やれということではありませんが、お願いしたいということで強いお願いはしているつもりでございますので、そういったことを配慮した業者選定になるのかなというふうに思っております。

**平野委員長** 新井田委員。

**新井田委員** わかりました。そういう方向で、ぜひそういう形になれば非常に地元としても良いことではないかなとそんなふうに思っています。

あと、外構関係全般説明をいただきましたけれども、当初説明を何回かやっていますけれども、例えば外構周りの工事関係の範囲はどうなのだというのもちよっとこの委員会の中で過去あったと思いますけれども、これからいろいろ詰める部分はあるのでしょうか、この辺は今後やはりきちんと明記していただいて、いわゆる業者側なのか町側なのかその辺を委員会でもきちんと報告いただいて、適切な対応をしていただきたい。これちよっと希望でもあるのですけれども、いまいまだんな先ほど言い回ししましたけれども、中では私ちよっと理解があまり「ん？」というような部分はあったので、とにかく要望としてはそういう形で明らかな形で明記していただきたいそういうふうに思っていますので、その辺もう1回見解をお伺いします。

**平野委員長** 木村課長。

**木村まちづくり新幹線課長** 先ほど説明した言葉が少し足りなかったのかもしれません。

外構関係について、企業誘致用地ですからいままで説明したとおり、グラウンドレベルから下については、町で施工する責任があるというふうに認識しております。上物について、事業展開をするスペースについては、そこについては事業者側と町とどちらが費用負担をするのかについて今後、協議していきたいというふうに思っています。

それと、残存地については、町のほうでさらに利活用可能ですから、どのような形態仕上げで残すのかについて考えながら、ここも先ほど説明した排水路の多額の費用がかからない手法ということをおきながら、検討してまいります。

それで、この外構関係については、予算計上を町としても持っていません。いま現在持っていませんので、今後、方向性を一定程度決めた場合につきましては、また皆様方に相談させていただきたいと思えますし、もしできましたら先ほど私少し説明いたしました、外構工事の事業者と町との分離発注のほうがいいのか、あるいは一体的な発注がいいのかについて、いま現在費用比較も行っている状況でございますので、もしそこで意見が皆様方からありましたら、いただければありがたいです。

**平野委員長** 新井田委員。

**新井田委員** わかりました。あともう1点、これ外構なのですけれども、6ページの平面あるのですけれども、これは町としては要望可能なかどうかわかりませんが、この配置を見ると何が言いたいかというと、我が町の町花であるツツジが何点かここに記載があるのです。例えばnのツツジ密植だとか、あるいはニオイヒバだとかいろんな樹木が記載されていて、各ポジションに植えていくのだよという配置が載っているのですけれども、全体を見ますとやはり我が町の町花であるツツジの扱いがちよっと少ないのじゃないかと。もう少し前面に、木古内はこの木が町花なのだよという部分を。配置を見るとやはり道路に面していないのだよね、ある意味。だから、こういう部分も視線を向けると少しまだやり方があるのじゃないかと、揉み方もあるのじゃないかというようなイメージを持ちました。だから、要望とすればやはりどうせこういう建物は建つわけですから、その四季折々の部分も含めて、我が町の木である部分を前面に出していくということも大事じゃないかなとそんなふうに思っているのですけれども、その辺の見解をお願いします。

**平野委員長** 木村課長。

**木村まちづくり新幹線課長** ツツジほかの樹木については、隣接地等の境界を明確に現す植栽として使用したいとのことをございました。ツツジが町の木であるということを踏まえて、対応するよう要請してまいりたいと思います。

**平野委員長** 竹田委員、いまの新井田委員との流れの中の話ですか、いま手を挙げたのは、もあればそれだけ先に、まず話の流れで言ってください。

竹田委員。

**竹田委員** 路盤の町がやる工事というか、それと業者側でやる上物の部分というそういう説明でしたけれども、この辺はやはりどうなのだろう。以前から例えば、反対運動の中でもこんなに優遇するよなという部分だって話だって過去には以前に出ていたと思うのですよね。ですから、この辺はやはりきちんと議会ともその辺のどうなのだという部分についての議論は、徹底的にしなければならぬと思って。それで、ここに工事等のスケジュール出ています。7月10日着工予定ということで、着工したいと。たぶん相手から出てきた部分だろうと思うのですけれども、これやはり12日にいろんな関係書類をチェックする中で、10日の工事着工が可能だというような部分で受け止めているのかどうなのか。そこ、まず1点。

**平野委員長** 木村課長。

**木村まちづくり新幹線課長** 基盤整備の関係は答えなくていいですか。

**平野委員長** 深くは質問していないので。

**平野委員長** 木村課長。

**木村まちづくり新幹線課長** スケジュール感について、ご説明させていただきます。

町としては、制度に則って申請行為があったものですから、これは行政手続き法や行政手続き条例に則って、対応してまいりたいというふうに思います。も踏まえて、制度に則って対応してまいりたいと思います。これは、標準処理期間内に行政庁が諾否の応答をしない場合、不服申立や行政監察への申し立ても含め、訴訟リスクが高まるという状況もありますので、それらも念頭におきながら適切に対応してまいります。以上です。

**平野委員長** この7月10日の具体的な話については、この日にちがどうこうよりも適切に進めていくのでということなのですから、実際日にちが出ているので行政の見解としては、これが間に合うのかどうなのかという見解をどうなのだという質問だったと思うのですけれども。

**平野委員長** 木村課長。

**木村まちづくり新幹線課長** 通常、標準処理期間というのは、各法律において定められております。法律で定められていないものについては、各自治体が適切な期間を定めるということで、30日ないし40日というのが通例ですから、それらを念頭におきながら対応してまいります。以上です。

**平野委員長** それと、先ほど竹田委員も上物の工事については、このあと当然議会との話し合いが必要だという話をされたのですけれども、以前にも常任委員会の中で協議というか話が出たのですけれども、町として土地を誘致する以上、水回り・排水等は当然町が貸す以上、責任があって直さなければならぬと。ただ、それ以上の以前は舗装だったり、柵がどうこうという話は町としては意見としては聞きましたけれども、それはふさわしく

ないというこの委員会の中では話は出たと思うのです。その上で、いま木村課長から出た上の工事町が負担するかもしれないというのはどこの部分を言っているのか、もし現在の状況で話が出ていればそこもお知らせしてほしいのですけれども。

木村課長。

**木村まちづくり新幹線課長** いま現在の土地形状は皆様方ご承知だと思います。あれについては、そのまま使用するというのはかなり困難性が伴いますので、まずは地盤のほうについて改良すると言いますか、均しをしていくことが必要で、そこが町の企業誘致のスタート地点だと思っているのです。それは、来るかどうかわからない中で、手を掛けるというのはなかなかできなかったもので、いままでしていなかったということで、そこがスタート地点だと思っています。まずは、そこは町としてきちんと誠意を持ってやると。企業誘致政策をいままでやってきたスタンスを踏まえると誠意を持ってやると。これは、一般論というかこの企業じゃなくても、当然やるべきことだというふうに認識しております。

委員長がおっしゃった上物のものにつきましては、基本は事業で展開するものについては、事業者側が負担すべきものだというふうに認識しております。ただ、その中で先ほど言った隣接地との境界をどうするかとか、排水路と事業展開用地の持ち合いをどうするか、幾つかの協議すべき案件余地というのが出てくると思うのです。それについては、いま現在町がしますとも事業所側がやりますとも言える状況ではありません。これについては、この指定申請が出されて指定をして、進んでいった中でどのような費用負担にしていくかを相談していくことを進めていきたいというふうに思っています。いま現在は、指定申請を受けている段階ですから、個々の詳細についてまで協議すべき時期ではないということですので。以上です。

**平野委員長** 確認しますけれども、上物についてはいま現在考えているのは、境界の柵なのかどうするかという部分だけだということですね、現在は。

木村課長。

**木村まちづくり新幹線課長** 例えば、植栽とかも先ほど言った隣接地との植栽なりも入るといふふうに思っています。あまり私、いま時点では想定できないのですけれども今後、この事案が指定されたらと仮定した場合にそれぞれの詳細図面を見れば、このスペースについてどうするという協議は必要となる可能性はあります。以上です。

**平野委員長** わかりました。

竹田委員。

**竹田委員** ここに投資額が出ているということは、設計書も来ているわけだ。なぜ委員会に設計書を出さないの。やはり付帯工事の1,600万円、外構の2,000万円。ただ、この金額だけなら金額と図面だけ見ているならやはりピンとこない。この以前から言っているように、町とすれば最大の投資の事業なんですよ、これ。ですからやはり、オープンにした部分で共通理解の上で進めるべきだといふふうに思っています。そういうことからすればやはり何と言うのだろう、何かどこかで目隠ししているのかなという。例えばアンビックスが指定した設計業者、なぜどこどこ設計だとかそういうものをきちんとオープンにすべきでないのかなといふふうに思っています。やはりまず、設計書はコピーして我々にも配付してください。中身がわからないもの。

(「関連」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** 又地委員。

**又地委員** 同じようなあれなのですけれども、投資額が予定・消費税等抜きで 4 億 1,200 万円と出てきたのだけれども、もう既にこの物件に関しては、企画さんのほうでは入札終わっているのだろうか。まず、それが 1 点です。

もし終わっているとすれば外構等の部分に関しては、これからいろいろ企画さんとの話し合いと言いますか町でやる部分だとか云々とか言うていましたけれども、その辺はもう既にもし入札が終わっているとすれば、オープンになっていいはずなのですね。この 4 億 1,200 万円というものの中身に関しては、こうこうこうゆう工種の中でお願したいということの中で落札しているとすれば、あと残工事は見えてくるのですよね。その辺りやはりいま同僚委員が言ったように、この投資額の中には本体 3 億 4,000 万円で、付属あるいは外構等も入っているわけですね。そうするとこの投資金額の中に入っている付属だとか外構というのは、何を指しているのかなど。それは、やはり委員会としてもやはり知りたいところだと思うのですよね。その辺、設計書を出して来いとかという出してくださいという話もあったけれども、それは出せるのかどうかという問題もこれありだと思うのだけれども、その辺整理して教えてください。

**平野委員長** いま出された 2 人の委員からの設計図の中身というか、もちろん行政側には既に出されているのですよね。そういうのって資料としての添付は可能なのでしょうか。

木村課長。

**木村まちづくり新幹線課長** 一般論として述べさせていただきます。

指定申請の付属書類ですから、これについては私達が審査するための書類ということで、議会に逐一提示するべきものではないというふうに認識しております。私達が審査するものに対して、これとこれとこれにいま例えば議長がおっしゃったように、この工事についての概要について説明しなさいということであれば、この審査の時点でこういう状況ですというのは説明は可能ですが、書類として出した場合先ほど言ったように、訴訟リスクというのもありますから、そこは十分検討して考えていかなければならないと私は考えます。

ですから、委員会で提出すべきだというふうに決まった場合、行政側として少し法的な検討も含めて考慮させていただく時間をいただきたいというふうに思っています。

それと、例えば付属工事の 1,600 万円というのは、私はお聞きしたのは建物本体に付随しての別棟とか、この図面で言えばポンプ室とかそれぞれの付属設備がございます。それら含めて事業費がこの程度かかるというふうにお聞きしております。

また、外構工事につきましては、先ほど言った植栽とか舗装とかを一定程度見た場合に 2,000 万円程度かかるだろうという想定で計上しているそうでございます。

また、積算設計書については 80 数ページございます。これについては、技術屋も含めて現在、検証させていただいています。以上です。

**平野委員長** 副町長。

**大野副町長** ただいまの又地委員からのご質問で、入札の件についてのご質問がありました。

これは、公的なホテル企画ということで、代表が話をされたということではなくて、申請書をお持ちになった時に私のところに寄っていきまして、業者の発注への手続きを進めていますというお話は聞いております。

先ほど、ご質問にもありましたけれども、地元の事業者を想定した入札を行う予定で  
す。私のほうからはその場合、契約行為はだめですよ。仮契約でなくてはだめです。こ  
れは予定、町のほうに指定申請をして助成を申請するというのであれば、決定してから  
ということとは困ります。ですので、仮契約で留めてくださいという話はしております。

その後については、お会いしていませんので、経過は承知しておりません。

**平野委員長** 又地委員。

**又地委員** だけれども、私は情報の共有ということ当初から言っていて、そして今  
回のこの問題に関しては、委員会と行政と情報の共有をしようということで、常任委員会  
の付託にしたわけですよ。だけれども、町場を流れているもう既に入札は終わっています  
よということであれば、それはそれで出してもいいのではないの。あるいは、どこの業者  
が取ったということまで知っていると思うのですよ。それが全く知らないというのかな。

それは、やはり情報の共有をしながら何とか前に進めていこうということだと私は思っ  
ているのです。だから、それすらわからない、副町長。

**平野委員長** 副町長。

**大野副町長** ただいまの又地委員のご質問でございますが、町場で流れている情報という  
ふうにおっしゃっていました。おそらく又地委員のほうは私より承知しているのかな  
というふうに思いますが、「齊藤建設さん」という名前が北島さんからは私には伝わって  
はおります。ただ、契約金額ですとかあるいは契約日、そういったことについては、私のほ  
うでそこについては先ほども言いましたように、仮契約でなければまずいですよというよ  
うなお話はしております。

**平野委員長** 木村課長。

**木村まちづくり新幹線課長** 委員長、先ほど設計事務所の名称等も言及されていま  
した。

図面のほうに左下のほうに、裕成建築計画という記載があります。これは、札幌市のア  
ンビックス系列の事業者だと思います。改めてお知らせします。

**平野委員長** いまの話の流れの再質問ありますか。

竹田委員。

**竹田委員** いま説明を聞いて、もう既にトントンと事業が進んでいるというふうに我々聞  
こえるのですよね。ただ、冬季の無断でやった除排雪あるいはボーリング、それ含めても  
やはりこれは民間だから自前でやるから良いのだという。我々言っているのは、やはりこ  
の 5,000 万円だとかいままでかつてない補てんをする事業の中では、準公共的な流れでな  
ければだめだろうと。民間だから何でもありよというのは、だめだと言っているのですよ。

何かその辺がもう民間だから何でもありで、もう既に施工業者まで決まっているような  
話も出ていますけれども、やはりそうでなくて、きょうのこの時点がスタート地点だとい  
うそういう認識を町のほうでも持ってもらいたいと思うのですよ。やはり許認可含めて、  
確認申請含めた部分の町のいま考えているスケジュールというのは、どう考えていますか。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午前 10 時 42 分

**再開** 午前 10 時 56 分

**平野委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほか質問をお受けします。

又地委員。

**又地委員** 教えていただきたいという部分が 2 ページなのですけれども、客室単価オンシーズン・オフシーズン平均 7,900 円、その下に稼働率とこうあるのですよね。この稼働率というのは、マックスで 88 人ですよね。ベッド数は 44 だと。これ 68 %というのは、どういうふうに掛ければいいのか。稼働率の 68 %というのは。例えばベッド数が 44、客室が 44 です。44 × 68 なのか、あるいはマックスで 88 人収容できるわけですよね。その 68 %なのか。

それから、もう 1 点。図面上でいきますと番地でいきますと、325-2 だと思います。この部分は従来、法務局があってそして町民駐車場にしていたところだと思うのですよ。この部分も従来、町民駐車場に使ってもらってあったところもここも全てホテルの人方だけにとにかく使わせるということなのか、あるいはこの部分に関しては従来、町民も駐車場として使ったように私は認識しているのですけれども、町民向けに使わせるということも含めているのかどうか、ちょっと伺っておきます。

あとは、町長にちょっと伺います。

料金の客室単価がこういうふうに出てきました。これは、あくまでも計画上のものだと思うのですけれども、町長の認識としてホテル建設の反対運動もありました。その中で、こういう例えば平均の 7,900 円だとかオフシーズン 6,000 円だとかと出ています。この単価に関しては、反対運動をしてきた従来の店屋さんというか、との競合だとかそういうものを考えた時に、町長の認識をちょっと伺っておきたいなと。わかりますか。反対運動をしていた人方はわかると思うのだけれども、例えばホテルができるとお客さんが減るだとか自分の商売に影響があるとかということで反対運動も起きたと思うのです、背景には。

だけれども、その時には料金の設定というのはまだオープンにされていなかった見えなかったという中で、随分従来の旅館業をしていた人方はそのところにも心配があったと思うのです。私は、こうやって料金が単価が出てきた部分で、町長も従来競合しませんということ強く言ってきましたよね。今回、こういうふうに単価がある意味でオープンになった時点で、従来の考えと全く競合しないというところでそういう認識を持っているのかどうか。持っていると思うのですけれども、その辺出てきた時点での町長の認識をちょっと伺っておきたい。

**平野委員長** まず、担当課から 2 点について。

木村課長。

**木村まちづくり新幹線課長** 稼働率については、客室稼働率です。ですから、44 室に対しての稼働率ということになっております。当然、ご承知かと思えますけれども、シーズンによって大きく増減いたしますので、これは平均ということでございます。

二つ目の町営駐車場につきましては、現存の町営駐車場がホテルの駐車場になります。

これは、基本的にはホテルが優先的に使うということですので、使用することも可能かもしれませんが現在、想定しているのはまずは駅の西駐車場を使用させていただく。それと、残存地について、若干の整備を行った中で、そこを利活用させていただくということも念頭

において検討を進めております。以上です。

**平野委員長** 残存地を整備して町民の利用にしてみようという意味ですね。

木村課長。

**木村まちづくり新幹線課長** そうです。

**平野委員長** 町長。

**大森町長** 単価を示されたのを見まして、一番感じたのは季節によって値段が変わるものなのだと、都会的なホテルなのだということを感じました。ホテル建設は元々多くの皆様に木古内町に来ていただいて、滞在時間を長くしていただく。町にお金をたくさん落とさせていただくということが狙いで、この十数年間ずっと続けてまいったその気持ちは全く変わりません。このホテルだからということではなく、今回のホテルが具体的に示されておりますから、このホテルと言ってもいいわけですが、このホテルによって様々なこれまで当町に宿泊できなかったお客様、あるいは新たな客層、こういったかたが訪れる。その中で、夕飯あるいは飲食、飲み物、こういったものが町のほうで十分お客様が利用されるということも含めると大いに期待ができるというふうに思っております。これまでの考え方とは変わっておりません。

**平野委員長** 具体的に単価を見て、これまでも単価によって既存の宿泊業者と差別化ができるということも行政側からは、我々伝え聞いていたものですから、議長は具体的にこの単価が高いのか安いのか予想どおりだったのかという答弁を求めたと思うのですけれども、いまのでもいいですか、いいそうです。

ほか。

鈴木委員。

**鈴木委員** いま又地委員からありましたが、単価の部分で私も旅行には行けていないのですが旅行が好きなタイプで、よく旅行サイトを見てホテルを検索したりするのですけれども、基本的な料金とあとたまに某楽天とかですとスペシャル期間とかとあって半額近い値段で例えば 10 部屋限定で出したりとか、そういうふうに値段設定がかなり自由に、サイトによって様々な値段設定があります。そこで、先ほどの又地委員の関連ということですので、宿泊費の値段というものに関しては、運営する側の自由という部分もあるかと思いますが、町長の認識どおりオンシーズンとオフシーズンが値段が違いますよね、町内の業者ともかぶりませんと。そういう認識の下に例えばですけれども、金額宿泊費についての協定を例えばいま既存の施設さんとこの新しい施設のほうで結ぶとかそういう考えのほうは、今後あるのかどうかというのをちょっとお聞きしたいです。

**平野委員長** 木村課長。

**木村まちづくり新幹線課長** おっしゃっている趣旨はよくわかりますので、今後、そういうことも含めて相談してまいりたいと思います。ただ、鈴木委員も認識のとおり、相手もビジネスですから、それらについてはどのように考えるかということをごちかも一定程度踏まえつつ、町内の事業者にも配慮していただきたいということで、いまのことに限らないで様々な要望・要請をして協議をしていきたいというふうに思います。以上です。

**平野委員長** 鈴木委員。

**鈴木委員** 結果として全ての宿泊施設が様々なお客さんが来てくれればいいと先ほど町長はおっしゃっていましたが、そうなるようにいろいろこれから議論を重ねなければ

ならないなと思う部分はあります。

それで、3 ページのホテル計画の目的を見させていただいて、この中でちょっと確認したい部分がございます。1 のホテル計画の目的の中で、先ほど町長の「ホテルが不足しており」という表現をされましたが、我が町としては確かトイレ・バス等がないという部分がホテルが不足というよりも大きかったように認識しております。その中で、「函館等へ流れてしまっている現状」というこちらの文章なのですけれども、こちらも2・3社ほどのいわゆるインターネットサイトの担当のかたにいろいろ確認したところ、木古内・知内・松前、こちらことしに入ってから宿泊率は、いわゆるネットが落ちているという情報でした。

それで、逆に函館のほうが満室。それで、こちら「函館等へ流れてしまって」と書いているのですけれども、実は函館が満室で泊まれなかったお客様が木古内・知内・松前のほうに来ていただいているという私はそういう認識でおったものなので、こちらに「函館等へ流れてしまって」と書いているので、ちょっとその辺り町側の認識はどのようになっているのかなというのを確認したいです。ホテル計画の目的の表現は、事業者さんの自由の部分もあるかもしれないのですけれども、これとても大切なことかと思うのですよね。なので、町長の若しくは担当課長の答弁をいただきたいなと思います。

あと、最後の文章です。「木古内町へ多くのお客様を滞在させる」、これも誰もが望むこととございます。ただ、宿泊というのはエッジの効いたもの、いわゆる特色が強い宿泊施設。というのは、その宿泊施設のみだけで集客力があります。これは、業界の常識らしいです。その中で、オフシーズンとオンシーズン価格が違う。そして、我が町はおそらくオフシーズンが長い地域性だと私は認識しておりますので、今後の観光振興も含めて、どのように木古内町を多くのお客様を滞在させる施策も一緒に展開していかなければならないのかなと思っているのですけれども、そのホテル計画の目的。ホテル業者さんと町側の認識があまりにもずれてしまっても今後、共通の認識でスタートしたものの違う方向にいつては困りますので、現時点でこのホテル計画の目的について、町の認識と沿う部分とちょっと説明していただきたいなと思います。

**平野委員長** あくまでこれ事業者の出したあれだということは、認識の上での質問ですね。木村課長。

**木村まちづくり新幹線課長** いま委員長がおっしゃられたとおり、このペーパーにつきましては、アンビックスが作成して木古内ホテル企画を通じて提出したものを若干修正して提示させていただいたものでございます。この文言というか状況の把握だと思うのです。

鈴木委員と同様に、まず函館のほうに宿泊客が集中しているという状況はございます。

日帰り観光客は、地域を回遊していただいているのですけれども、とりわけ宿泊につきましては、函館のほうに滞在していると。現在、9,000室くらいですか函館は。6ホテルの2,000室プラスになると言われております。ですから、2割くらいのキャパシティが出てくるということとございます。なぜ函館に流れていくのか、一つは地域に宿泊するまでの魅力があまりないと。これは、観光コンテンツも含めてです。もう一つは、ニーズとしてなかなか満たしていないと。多様なニーズがある中で、従来から言っておりました個室へのトイレやバスがある部屋を望んでいる観光客のニーズに対して、対応がなかなかしていないと。一方で、そうでないお客様もいらっしゃいますから、そのような方々は木古内を含めて宿泊していただいている状況でございます。函館で満室になるシーズンというか時

期がありますから、その時にはやはり 30 分圏内、1 時間圏内の木古内とか森とかそちらのほうに流れていると。あるいは、大きいイベントの時にはもっとさらに大きなところに流れているというふうに話としては伺っております。ですから、多様なニーズに応えるような地域での体制づくりというのはシステムづくりというのは、とても重要だというふうに思っております。

先ほど、若干意見もございましたので、いわゆるどういうエッジを出すかということですよ。食べ物なのかあるいは宿泊環境なのかということをそれぞれ各事業者さんに考えていただいて、それを町としてどのように支援していくことが大事なかなというふうに思いますので、そういう対応をしていきたいと思っております。

それともう一つ、観光客に対しての対応ということでございます。

昨年、産業経済課のほうで観光地魅力創造事業の中で、観光振興計画というのを策定しております。これ最終の取りまとめに入っているようでございますけれども、その中で観光コンテンツとかということについても言及しております。とりわけオフシーズンとオンシーズンの差がすごく激しいものについて、どのように埋め込んでいくのかということで、これは北海道の観光の課題でもあるのですけれども、それらについてどう対応していくのかということも若干言及していますし、いま函館に 40 万人宿泊で来ていらっしゃるインバウンドの方々をどのようにこの地域に引き込んで来るのかと。それが公共交通機関の利活用にもつながりますし、地域にもつながっていくということで、これらについても言及していますので、これについてはそれをベースにさらに観光に関連組織で協議を進めて対応していくこととしておりますので、その担当課のほうから随時説明があると思っておりますので、ご意見などよろしくお願ひいたします。

**平野委員長** 観光振興については、これまでも町としては宿泊客を今後は増やしていく、そういう木古内町にしていくための取り組みを頑張っていていくと。あわせて、このあとの 9 月までの定例会に観光についての調査もありますので、その際にこれまでの経過含めた今後の展開について様々皆さんからも意見を出していただいて、観光振興につなげていければと思います。

ホテルの企業誘致の案件についてですけれども、ほかどなたかご意見・質問ございますか。

相澤委員。

**相澤委員** 相澤です。

しつこいようですが、前にも説明会の会、お話をしました。ただ、ホテル側のほうから具体的にものが上がってきていないということもあって、それは無理な話だとかやれないだろうということで、話されていたかと思っております。具体的にこれだけのものが出てきていますので、反対署名したかたに対しての説明会等やる考え方はないでしょうか。やらなきゃいけないんじゃないかなと思うのですが。

**平野委員長** 木村課長。

**木村まちづくり新幹線課長** 以前、町民向け説明会をやるべきではないかという意見に対しては、やる趣旨について明確になかなか想起できないということと、参集人数についても多くのかたが実際に集まってくれるのかどうか若干の疑義があるところというふうに申し述べました。さらに、それぞれ賛否を持つ方々がその場で議論を丁寧にならせてくれれば

よろしいのですが、そうでない場合も想定されますので、やはりいわゆる対立ということが想定されるというふうに思うということで、行政側としては説明会の開催について、実施するつもりはないということで答弁させていただきました。ただ、いま相澤委員がおっしゃったように、状況も若干変わっておりますので、できましたら説明会の開催形態や趣旨などについて意見をいただいた上で、再度検討することもあるのかなと思いますので、ご教示いただければありがたいと思います。以上です。

**平野委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午前 11 時 17 分

**再開** 午前 11 時 19 分

**平野委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

先ほどの木村課長の答弁に続いて、大森町長。

**大森町長** これまでは、担当課において説明会等の必要性については、ご教示をいただいてから十分検討しようということでお話をしておりましたが、何度もそういうご意見をいただいておりますし、その時から随分状況に変化がございますので、これは前向きに考えなければならないというふうに思います。皆様からいただいたご意見も十分配慮いたしまして、住民あるいは事業所向けに対する説明会の開催につきまして、これから担当課に指示をしたいと思っております。

**平野委員長** ほか。

竹田委員。

**竹田委員** 1 ページのこの資料の付帯工事含めた内訳の資料というのは、いただけるのかどうか。まず、それ1点。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午前 11 時 21 分

**再開** 午前 11 時 22 分

**平野委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

資料については、この投資額についての詳細を行政でもう少しくだいた形で、後ほど提出していただくということにしますので。

ほか行政側から何かありますか。

副町長。

**大野副町長** ただいま町長のほうから先ほどの相澤委員のご質問に対して担当のほうに説明会の企画をとということで指示がございましたので、進めてまいりたいというふうには思っております。このあと打合せをする中で、皆さんのほうに日程等をお示しいたします。

きょうの資料にありますように、これまで町が進めてきた企業誘致政策、そして地域振興、さらには商工業者の発展等含めて、住民の皆さんに説明をしてまいりたいというふうに思います。その中では、私どもと行政側と議会とが一緒になって作ってきたこの案件で

ございますので、ぜひ皆さんにもご出席を賜ればというふうに思っておりますので、その辺よろしく願いいたします。

**平野委員長** 副町長のほうからお願いということがありましたので、この会議終わったあとに日程の調整、あとは内容について議会とともにそれについて進めていくということによろしいですよ、各委員。

（「はい」と呼ぶ声あり）

**平野委員長** ほか。

竹田委員。

**竹田委員** ホテルの建設については、きょうがはじめて具体的な内容、費用も含めて出てきています。いままでかつてない、やはり考えの下で出てきた事業。以前から言っているように、この事業をスムーズに進めるためには議会としてもやはり前段の反対運動、これ等の部分をきちんと町長の責任の下で、きちんとコミュニケーションをとって、きょう傍聴にも何人かきておりますけれども、やはり 100%理解できないかもしれないけれども、ただだけの了解が得た上で進めていくというのが我々が訴えたきたところの一番の根底にある部分なので、ですから、我々心配するのが7月の10日着手したい。これを踏まえれば、この前段に臨時会をして、補正予算の計上があるだろうというふうに思うのですよね。だから冒頭言ったのは、いろんな許認可含めて、町で考えているスケジュールどうなのと言ったら、その辺の明確の部分は出てきていないということも含めて、この臨時会に予算計上の前にきちんと町を二分するようなことだけは避けた上で、きちんと上程してもらわなければ、上程されて「ああ、そうですか」というわけには、我々いままでこの1月以降3月の定例会含めて訴えてきたことが何もならないわけですから、その辺の意も十分町長は認識していると思いますので、その辺を含めて進めていただきたい。その過程の中で町民の公聴会とか説明会等も開催され、そして反対されている事業者へのコミュニケーションを図ってもらうことを切にお願いをして終わります。

**平野委員長** これまで委員会の中で常に出てきた反対されているかたの調和については、きのうも議会の中で報告として、調和については首長自ら進んで取り組んでいただきたいという言葉も残していますので、先ほどの公聴会も開催も含めて引き続き、そこには努力を惜しまず進んでほしいなと思いますので。

木村課長。

**木村まちづくり新幹線課長** いまおっしゃった竹田委員の意見を踏まえた中で、町民説明会を開催するという理事者の意思が示されましたので、案内も含めて事業者あるいは町民の方々に意を尽くしてまいりたいと思いますし、当然私どもは議会を通じて町民に対して説明をしているというふうに認識しておりますので、議員の皆様方もぜひ状況について、説明をしていただければありがたいというふうに思います。

町民説明会の形態については今後、行政側でまた検討してまいりますので、よろしく願いいたします。

**平野委員長** ほかの委員から何かございますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

**平野委員長** ないようですので、以上をもちまして、企業誘致についての調査を終えたいと思います。

お疲れ様でした。

暫時、休憩をいたします。

**休憩 午前 11 時 28 分**

**再開 午前 11 時 33 分**

## <建設水道課>

### ・合併浄化槽設置助成事業について

**平野委員長** それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

まちづくり新幹線課に引き続きまして、次は建設水道課、合併浄化槽設置助成事業についてでございます。

こちらも事前に資料配付されていて、お目通ししているかと思いますが、早速資料の説明を求めます。

構口課長。

**構口建設水道課長** 委員会、ご苦労様です。

本日、説明させていただきます合併浄化槽事業についてでございますが、これまで下水道事業の見直しによって、一部地域において合併浄化槽で整備することが有利と再評価委員会で答申されております。これを受けまして、合併浄化槽の設置について検討をはじめ、このほど取りまとめましたので、きょうはそのご報告をさせていただきたいと思っております。

それでは、担当のほうより説明させます。

**平野委員長** 岩本主査。

**岩本主査** 上下水道グループ主査、岩本です。

お手元の資料の 1 ページの合併浄化槽事業の目的についてということで、いままでの経緯も含めて説明させていただきます。

平成 12 年から公共下水道事業はじまったのですが、当初平成 31 年度完成見込みということで、事業着手しておりました。しかし、町財政逼迫に伴い、年間事業費の削減、こちらを余儀なくされ、当初完成見込みから大幅に遅れることとなりました。

それを受け、平成 28 年度に下水道事業全体計画の見直しを行い、一部の地域においては、下水道で整備するよりも合併浄化槽で整備するほうが有利という結果が出ました。これを受け、平成 29 年度に下水道事業再評価委員会を開催させていただき、合併浄化槽助成の検討を早急に行うことが答申され、現在に至っております。

本事業は、公共下水道で整備する区域以外の区域において、合併浄化槽の設置を推進し、公共用水域の水環境保全並びに、町民の公衆衛生の改善を努めることを目的としております。

2 ページのほうに、平成 28 年度に下水道事業を見直した際の最終的な下水道事業区域、青で囲まれた区域が最終的に公共下水道事業で行う区域。今回の合併浄化槽の事業は、この青の区域以外の世帯ということが対象になります。

3 ページのほうです。

それでは、いまは木古内町ではいろいろ汲み取りから浄化槽までなのですが、そ

の種類とその性能について説明してございます。

まず汲み取り、単独浄化槽、合併浄化槽、公共下水道、この四分類に分かれるのですが、まず汲み取り世帯はし尿と生活排水、この 18 と 40 は汚れの指数という汚れ具合ということで、認識いただきたいと。し尿が 18、生活排水が 40、し尿のほうは汲み取りですので、西部衛生センターのほうに直送すると。生活排水はそのまま放流しているということで、最終的に公共用水域に 40 という汚れで流しているのが汲み取り世帯です。

次、単独浄化槽、合併浄化槽。浄化槽二分類されまして、単独浄化槽と合併浄化槽という二種類がございまして。単独浄化槽のほうは、し尿のみを浄化槽で処理する方法ですから、こちらが 18 から 7 まで落とすことができると。生活排水はそのまま放流していますので、最終的に 47 という指数で河川に放流していると。

実は、単独浄化槽が一番環境にあまり良くないということで、平成 13 年度からこちら新規の設置不可能となっております。

現在、木古内町では約 24 戸、24 基、一般世帯で言うと 18 基、こちらがまだ単独浄化槽を使用している状況でございます。

合併浄化槽は、し尿と生活排水を全て浄化槽で処理するシステムで、こちら 18 と 40 を汚れを合併浄化槽で処理して、最終的に 6 という数字で河川に放流すると。

公共下水道も同じ、これはきこないクリーンセンターのほうで処理して、最終的には 0.6 という水質で川に流しているという状況です。

今回の助成の対象ですが、赤線で区切った汲み取り世帯と単独浄化槽、こちらの世帯を対象に合併浄化槽の推進を進めていくという事業となっております。

4 ページのほうです。

A 3 の横表のほうに渡島・檜山管内の他市町村の動向について、書いてございます。

現在、渡島・檜山管内でこの浄化槽事業を行っていないのが下の四町です。江差、鹿部、森町、木古内町、この四町が合併浄化槽について、助成制度を設けていないという。ほかは設けているのですが、ここで個人設置型と市町村設置型という二分類に分かれてきます。

個人設置型、函館市から瀬棚町までなのですが、こちらの仕組みなのですが、あくまで設置するのは個人で、それに対して自治体が助成を行うというあくまで個人で設置する事業となっております。当然、管理なのですが、維持管理のほうも個人で行って、維持管理にかかる費用についても個人負担となると。これが個人設置型と呼ばれるものです。

続いて、市町村設置型。これは、北斗市、福島町、上ノ国町で行っている事業なのですが、こちらはあくまで設置は市町村のほうで自治体のほうで設置を行うと。それに対して、分担金というものをいただくという形になっております。管理のほうは市町村のほうで管理を行い、それに対する使用料、維持管理費として例えば下水道料金と同じ額を使用料に応じていただくというシステムが市町村設置型になっております。

市町村設置型で一つ重要なのが、現在使用している合併浄化槽、現在もう既に合併浄化槽を付けているかたについては、町のほうで無償譲渡をしていただき、その浄化槽を市町村で管理するというやり方をとっております。この二分類に分かれております。

5 ページに移ります。

ここで、個人設置型と市町村設置型、こちらどちらについてメリット・デメリットにつ

いて、考察させていただいております。

まず、国庫補助の事業の概要なのですけれども、20%ほど市町村設置型のほうが有利という形になっております。

下の四角の中にメリット・デメリットということで、個人設置型のメリットは、まず自治体のほうで維持管理業務、こちらのほうをないということがまずメリットとして上げられます。

また、個人の自由度が高いということで当然、個人で設置することになりますので、業者の選定だとかやりたい時期にやれると。また、価格交渉も個人で行えるということで、個人の自由度が高いというのがメリットになっております。

市町村設置型のメリットとしては、交付率が2割程度優遇されていると。そのほかメリットは、適正な維持管理がされるということで、自治体のほうで管理しますので、維持管理が適正に行えるというのがメリットになります。

続いて、デメリットです。デメリットなのですけれども、個人設置型はまず交付率が2割程度低いと。あと、個人設置型にすると適正な管理がされない場合が多いということで、個人に管理を委託するわけですから、委託管理を任せるものですから、場合によっては管理をあまりしないというかたがいらっしゃるといのがデメリットとして考えられます。

逆に市町村設置型のデメリットとしては、まず交付金2割程度高いのですけれども、年間10件以上ないと交付金の対象とならないという要件がございます。そのほか設計、維持管理業務、こちらが自治体のほうで全て行わなければならないという業務量の増加が考えられます。括弧書きで使用料・分担金の徴収、あと浄化槽の管理という業務が増えてまいります。あと、将来的な土地トラブルの可能性有りということで、個人の敷地内に自治体の浄化槽が入る形になりますので、当初付ける時は承認はいただくのですけれども、その土地が継承された時に例えば浄化槽が邪魔なのでよけてくれとかそういう話のそういうトラブルの可能性が出てきます。下の将来的な維持管理費の財政負担ということで、浄化槽の機器の更新だとかそういうことで、将来的に維持管理費が当町の財政に大きな負担をのしかからせる可能性があるというのがデメリットになっております。

いままで個人設置型・市町村設置型の説明をさせていただいたのですけれども、一応木古内町のほうでは個人設置型のほうで検討を進めております。

続いて、6ページです。

具体的に、木古内町の取り組みについて書いてございます。下水道と合併浄化槽の比較で説明させていただきます。

比較するのは、実は再評価委員さんのほうから下水道世帯と合併浄化槽世帯で、できるだけ不公平のないようにという意見が出されたものですから、あくまで下水道との比較で説明させていただきます。上にポンチ絵が書いてあるのですけれども、家屋からそれぞれ下水道の場合は公共汚水桝、合併浄化槽の場合は合併浄化槽に流す。こちらの赤の部分は、全く同じものと考えていただいて結構だと思います。その後、公共下水道の場合は公共汚水桝を経てクリーンセンターのほうへ処理すると。合併浄化槽のほうは、合併浄化槽で処理して、河川・海・排水路に流すというシステムとなっております。

まず一つ目なのですけれども、1. 宅内排水設備の設置ということで、こちら全く同じものなのです。家の中の水洗トイレだとか外の配管の部分、こちらの部分は個人負担という

ことで、下水道のほうは約 40 万円から 60 万円、一般的にはだいたい 50 万円ぐらいと言われております。実際、かかっております。それに対して下水道のほうでは、水洗化助成金ということで、供用開始の年度によるのですが、便器 1 基につき 3 万円、2 基につき 5 万円という補助を出しております。そのほか融資斡旋、銀行から融資を受けた場合に利子を補給する制度もっております。これに対して案ですが、合併浄化槽のほうも個人負担は全く同じもので同じく水洗化助成金、これは 1 年目を適用して便器 1 基 3 万円、2 基 5 万円の補助金を支給したいと。融資斡旋制度も使えるような制度にしていきたいということで考えております。

②番、宅内排水設備の管理。管理は下水道のほうも個人負担、あくまで宅内排水設備の管理です。個人負担、助成制度は特にありません。こちら合併浄化槽のほうも同じ制度でいきたいと思っております。

③番、下水道、合併浄化槽の設置でございます。黒い部分の設置なのですけれども、いままでは下水道のほうはすべて町のほうで公共汚水柵まで工事をしていると。それに対して、受益者負担金というのが発生しております。参考でだいたい 100 坪の宅地で、11 万 5,500 円の受益者負担金をいただいているという状況です。

それに対して合併浄化槽のほうなのですけれども、個人設置へ助成。個人設置型ということでこちら下の参考見積もりで、5 人槽であれば 102.6 万円、これは業者さんからの実際の見積もりなのですけれども、102.6 万円の工事費に対して、工事費から受益者負担金相当分。これは、差額を受益者負担金というものではないのですけれども、だいたい 10 万円から 20 万円程度の個人負担を求めるということで、それを差し引いた 90 万円、こちらのほうを個人へ助成したいと。7 人槽のほうは 110 万円、10 人槽は 130 万円、こちらを定額で個人へ助成するという内容になっております。

続いて、管理です。下水道の管理ですが、使用水量に応じて下水道使用料が発生しております。これに対して助成制度は、特にございません。

参考として、4 人世帯程度で 1 年、5 万 1,840 円程度の下水道使用料がかかっているという状況です。

それに対して合併浄化槽のほうは、個人負担の維持管理費、こちらについても助成制度は特にございません。参考で、合併浄化槽の維持管理費用として年間、これは規模によるのですけれども、5 万 6,000 円から 7 万 5,000 円の維持管理費がかかってくるという状況になっております。

続いて、7 ページです。

当面の整備予定と財源ということで、実際にどれぐらい合併浄化槽の申請がくるのかという見込みを立ててございます。

類似団体で知内さんから乙部さんまで、だいたい 1 年目でも 10 件から 20 件ぐらいの申請があると。1 年目・2 年目は多いのですけれども、だいたい落ち着いてくると 10 件いかないう程度の申請があるということで、当町の整備件数を推定しております。

木古内町は 1 年目は 15 件、2 年目・3 年目も 15 件、4・5 年目は 10 件程度、こちらの助成を考えてございます。

財源についてですが、交付金がついてほか過疎債のソフト部分がつくことができますので、個人設置型の場合は平成 31 年、1,470 万円の助成に対して実質町負担分は約 400 万円

程度となっております。平成 32・33 年も同じ、34・35 年になると助成額が 980 万円、それに対して負担額が 260 万 9,000 円という見込みを立ててございます。

参考に市町村設置型、こちらでやった場合なのですけれども、交付金はちょっと高くなるのですけれども、実質の町負担はだいたい 100 万円程度安くなるという状況でございます。

8 ページに、今後のスケジュールについて書いてございます。

先日、5 月に庁舎内協議、町長の協議が終わっております。いま、本委員会で説明させていただいております。この後、9 月に向けて住民説明会、こちら札苧・泉沢・釜谷・鶴岡をはじめ農地地区、こちらのほうで住民説明会を行いたいと。その後、12 月の定例会で各種条例の提案をさせていただきたいと思っております。その後、平成 31 年度予算に計上させていただき、31 年の 4 月から申請の受け付け、助成開始という流れで現在、動いております。説明のほうは、以上です。

**平野委員長** 説明が終わりました。各委員より質疑をお受けします。

相澤委員。

**相澤委員** 相澤です。

町のほうでは、個人設置型を進めていくという予定ですか。中でちょっと出てきたのですが、あとで個人が管理しなくなったとかそういう場合の時の対処とかは考えてなかったですか。

**平野委員長** 岩本主査。

**岩本主査** 合併浄化槽のほうなのですけれども、年に 1 回の法定点検というのがございます。こちら浄化槽協会が来て、法定点検をやるのですけれども、こちらのどこがやっているやっていないという報告は随時、自治体のほうで上がってきていますので、やっていない家庭においては指導だとかそういうことを強化していきたいと考えております。

**平野委員長** ほか。

竹田委員。

**竹田委員** 大変良い事業というか、我々が期待しているような事業ができて良かったなど。

ただ、これ例えば交付金の関係あるからちよっきりした 4 月からじゃないとだめだということなのか、いまの町の財政状況からすれば早くやはりやるべきだと。ここまで条件が整っていれば 5 人槽で 90 万円補助して、工事にかかる部分とすれば 20 万円くらい持ち出しすれば設置が。プラス便器、その辺もきちんとやはり数字を積み重ねて、工事費だけ見て 100 万円のやつが 90 万円もらうから 20 万円で済むならやると。ところが便器二つやったら、また 40 万円プラスになったとかとなればどうなのだということになる。ただ副町長、これ前倒しできないの。例えば交付金だとかそういう補助申請だとかあるのであれば別だけれども、そうでなければこういう良い制度だったら早くやって PR して、いまからやはり流せばそうしたらこれから寒くなるから春にやるかというところだってあるわけだから、早く周知すべきだなという思いから前倒しできないかどうか、そこだけ。

**平野委員長** 副町長。

**大野副町長** 資料の 5 ページと 8 ページに記載されていますけれども、まず 8 ページのほうなのですけれども、きょうの議会説明を終えまして、循環型社会形成推進地域計画の変更です。それと、交付金の来年度要望ということで出していきますので、それで 5 ページの

ほうに戻るのですけれども、個人負担の棒表のところ、国庫補助の対象 4 割というふうに出ていますので、これをいただいて事業に着手したいということでございますので、その後スケジュールにもありますように、9 月ですとか 12 月説明会を終えて条例制定をして、4 月に実施という考え方でおります。

**平野委員長** ほか。

手塚委員。

**手塚委員** 手塚です。

設置にあたっては、止めることができないものだから毎日使うものだから、工事期間とか連結についてはどういうふうになるものなのか。

それと、いま例えば半水洗の便座とか付いている人達は、そのままの利用で連結できるものなのかちょっとお聞かせください。

**平野委員長** 岩本主査。

**岩本主査** まず、実際の工事期間なのですけれども、主に外の工事になると思うのですけれども、これは下水道も同じなのですけれども、だいたいトイレが使えない時期は、だいたい半日程度です。だいたい朝に会社に行って、夕方になればもう便器は付いている使える状態になるというのがほとんどですので、一週間もトイレが使えないという状況にはならないということです。

あと、簡易水洗のトイレなのですけれども、やはり水洗型の対応トイレというのが求められますので、水の流れです。常時、カップンというようなやつだと水の流れが足りなすぎるのです。水洗型のジャーというやつじゃないとだめなので、ものによっては簡易水洗の下の部品だけ変えれば水洗型トイレになれるというのもあるのですけれども、基本的には水洗トイレに改造という形になります。製品もあるのです。メーカーで対応している水洗対応型トイレ・簡易トイレという。それを見越して、対応型トイレにしているかたもいらっしゃいます。

**平野委員長** ほか。

手塚委員。

**手塚委員** 助成内容でいえば 5 人槽で 100 万円くらいかかって、10 万円から 20 万円手出しということで、いま言ったように話の中で便器は違うのだよというようなことあったけれども、そういうことでいいのですか。それは手出しになるということ。便器の部分。

**平野委員長** もう一度、岩本主査。

**岩本主査** 便器のほうはあくまで、6 ページの上のほうの個人負担で 40 万円から 60 万円、こちらのほうに便器の改造費も入っております。なので実質、個人負担はまず宅内排水設備が平均でだいたい 50 万円ぐらいかかります。そのほかに浄化槽の設置で 10 万円から 20 万円ぐらいかかるので、60 万円から 70 万円ぐらいは下水道と同じような負担は出てきます。

**平野委員長** ほか。

暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午前 11 時 57 分

**再開** 午後 12 時 00 分

**平野委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** ないようですので、以上をもちまして建設水道課、合併浄化槽設置助成事業についての調査を終えたいと思います。

暫時、休憩をいたします。

**休憩 午後 12 時 01 分**

**再開 午後 12 時 03 分**

### 3. その他

**平野委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

その他、ほか事務局からも特にありませんか。各委員からも特にございませんね。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** それでは、以上をもちまして、第 4 回総務・経済常任委員会を終了いたします。

大変、お疲れ様でした。

説明員：大森町長、大野副町長、木村まちづくり新幹線課長、田原新幹線振興室長  
畑中主査、構口建設水道課長、岩本主査

傍 聴：梅村洋一、大森篤範、能登谷義美

報 道：北海道新聞（石橋支局長）

総務・経済常任委員会

委員長 平 野 武 志